**平成２１年（フ）第２５５号**
岐阜県多治見市十九田町２丁目117番地の１
債務者　井戸田佑子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第２５６号**
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の75
債務者　野上美津子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第２５７号**
愛知県春日井市柏原町１丁目30番地
債務者　横川　重敏
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第２６１号**
岐阜県中津川市付知町2245番地岸日出夫宅、住民票上の住所岐阜県中津川市中津川1010番地の201　丸山雇用促進住宅３―504
債務者　岸　　恵子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第２６５号**
岐阜県多治見市池田町６丁目30番地　池田コーポ102
債務者　浅野　りゑ
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第１０７号**
京都府京丹後市丹後町久僧743番地の１
債務者　太田　静子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２１年（フ）第４５５号**
岡山県浅口郡里庄町大字新庄1330番地
債務者　古山　則正（旧姓薮井）
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第７３号**
岩手県九戸郡野田村大字野田第36地割149番地１
債務者　鈴木　　恵
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２１年（フ）第８５号**
岩手県九戸郡洋野町大野第７地割72番地２
債務者　瀧音　睦子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２１年（フ）第８８号**
岩手県久慈市長内町第18地割45番地20
債務者　下山　義幸
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成１９年（フ）第２１号**
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第３地割62番地６
債務者　内城　　敏
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

## 破産手続開始中更正

**平成２１年（フ）第１７７２号**
堺市中区堀上町473番地７
債務者　岡谷　玲子
１　主文　当裁判所が平成21年12月７日午後５時になした破産手続開始決定中、債務者の住所につき「堺市中区堀上町437番地７」とあるのを「堺市中区堀上町473番地７」と更正する。
２　決定年月日　平成21年12月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第２９号**
熊本県玉名市天水町小天6553番地３町営住宅301号
破産者　廣野　ユリ
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第７３号**
高知県高岡郡佐川町中組980番地１
破産者　島﨑土情建設株式会社
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所須崎支部

**平成２０年（フ）第１２１号**
高知県高岡郡佐川町乙725番地２
破産者　株式会社インベストメント・テクノロジー
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所須崎支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第７４号**
山東省乳山市世紀花園小区12号楼３単元601号、破産手続開始時の住所高知県高岡郡佐川町中組980番地１
破産者　島﨑　博志
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

**平成２０年（フ）第７５号**
高知県高岡郡佐川町中組980番地１
破産者　島﨑　千代
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部